

平成30年6月20日

各 位

株式会社 紀陽銀行

大阪府北部を震源とする地震により被災されたお客さまへのご相談窓口の設置と  
「災害緊急特別融資」の取扱いについて

このたびの大阪府北部を震源とする地震により被災された皆さま方には心よりお見舞い申し上げます。株式会社紀陽銀行（頭取：松岡 靖之）は、被災されたお客さまに対するご相談窓口を設置するとともに、「災害緊急特別融資」の取扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. ご相談窓口について

各営業店窓口のほか、休日（土日祝）にもご利用いただけるご相談受付フリーダイヤルを設置しております。

（1）ご相談時間、受付電話番号

○ 各営業店窓口 （平日）9:00～15:00

＜被災地域の主な営業店舗＞

- |         |                    |          |                    |
|---------|--------------------|----------|--------------------|
| ・ 守口支店  | （TEL：06-6992-1900） | ・ 平野支店   | （TEL：06-6708-3300） |
| ・ 住吉支店  | （TEL：06-6673-6661） | ・ 上本町支店  | （TEL：06-6764-0166） |
| ・ 西天満支店 | （TEL：06-6366-5831） | ・ 大阪中央支店 | （TEL：06-6245-2555） |
| ・ 江坂支店  | （TEL：06-6339-2322） | ・ 大阪支店   | （TEL：06-6343-1122） |

○ ご相談受付フリーダイヤル （平 日） 9:00～17:00（TEL：フリーダイヤル 0120-037-389）  
（土日祝）10:00～16:00（TEL：フリーダイヤル 0120-760-892）

（2）ご相談内容

- ・ ご預金・各種お届けに関するご相談（預金証書・通帳・届出印鑑を紛失された場合等）
- ・ 被災された方への災害緊急特別融資、その他新規ご融資のご案内
- ・ お借入れのご返済に関するご相談
- ・ その他、各種お取引に関するご相談 など

## 2. 災害緊急特別融資について

### (1) 個人のお客さま

商 品 名	「紀陽銀行ローン（目的プラン）」【災害支援】
ご利用対象	以下の条件をすべて満たす方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の地震により、直接的・間接的被災を受け市町村などから罹災証明書の発行を受けた方</li> <li>・ 申込時かつ契約時年齢満20歳以上満65歳未満の方</li> <li>・ 住居または勤務先の所在地が当行営業地域内（東京支店を除く）の方</li> </ul>
資金使途	①住宅の補修等に関する資金 ②その他（家具・家電等）の資金 （地震の被災に伴う資金に限ります）
ご融資金額	10万円以上1,000万円以内 ※資金使途が②その他の資金の場合：10万円以上500万円以内
ご融資形態	証書貸付
ご融資期間	6か月以上10年以内 ※ご融資金額300万円以下の場合は7年以内
ご融資利率	年1.9%（変動金利・保証料込）
ご返済方法	元利均等返済
取扱店	全店（東京支店を除く）
取扱期間	平成30年6月21日（木）～平成31年3月29日（金）

### (2) 事業者（法人・事業性個人）のお客さま

商 品 名	大阪府北部を震源とする地震災害緊急特別融資
ご利用対象	今回の地震の影響により、直接的・間接的被災を受けられた事業者さま
資金使途	設備・運転資金（地震の被災に伴う資金に限ります）
ご融資金額	5,000万円以内
ご融資形態	手形貸付、証書貸付
ご融資期間	手形貸付：1年以内 証書貸付：5年以内
ご融資利率	当行所定の利率から最大1.0%引き下げいたします。
ご返済方法	手形貸付：期日一括返済または元金均等分割返済 証書貸付：元金均等分割返済（1年以内の元金据置可）
取扱店	全店
取扱期間	平成30年6月21日（木）～平成31年3月29日（金）

※個人・事業者のお客さまともに、お申込みは営業店窓口のみとなり、WEB・電話・FAX・郵送による仮審査申込みはできません。また、審査結果により、ご希望に添えない場合がございますので予めご了承ください。

以 上